

宮城県後期高齢者医療広域連合訓令甲第6号（平成19年3月28日）

職員分限懲戒審査会規程

（設置）

第1条 連合長の任免に係る一般職の職員（以下「職員」という。）の分限，懲戒等に関する事項を審査させるため，職員分限懲戒審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会は，広域連合長の諮問に応じ，次に掲げる事項を審査する。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項の規定による職員の意に反する降任及び免職に関する事項

地方公務員法第29条に規定する懲戒に関する事項

訓告等に関する事項

前各号に掲げるもののほか，職員の分限，懲戒等に関し広域連合長が必要と認める事項

（組織）

第3条 審査会の委員は，事務局長，事務局次長，事務局の各課長及び会計課長の職にある者とする。

2 審査会に会長及び副会長を置き，会長は事務局長の職にある者を，副会長は事務局次長の職にある者をもって充てる。

（会長）

第4条 会長は，会務を総理し，審査会を代表する。

2 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

3 会長及び副会長とともに事故があるときは，会長があらかじめ指名する委員が，その職務を代理する。

(会議等)

第 5 条 審査会の会議は，会長が招集し，その議長となる。

2 審査会は，委員の半数以上が出席しなければ，会議を開くことができない。

3 審査会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

4 審査会は，事案が緊急を要し，会議を開くことが困難な場合には，回議をもって会議に代えることができる。

5 委員は，自己又は親族に関する事案の審査に関与することができない。ただし，審査会の同意を得たときは，会議に出席し，発言することができる。

(事情の聴取等)

第 6 条 審査会は，必要があると認めるときは，審査する事項に係る職員又は関係者に対し，出席を求めて事情若しくは意見を聴き，又は必要な書類の提出を求めることができる。

(幹事)

第 7 条 審査会に幹事を置き，事務局の職員で広域連合長の指名するものをもって充てる。

2 幹事は，会長の命を受け，審査に付すべき事案について調査を行うとともに，委員を補佐する。

3 幹事は，審査会の会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第 8 条 審査会の庶務は，事務局総務課において処理する。

(委任)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか，審査会の運営に関し必要な事項は，会長が審査会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。